

公益社団法人広島県薬剤師会研修室使用規程

第1条 当会の研修室は、広く一般に解放し、確かな紹介者があるときは、本会が使用する場合及び夜間、土、日、祝祭日を除き一般のために使用を許可することが出来るものとする。

第2条 前条における各室の使用希望者は、次の事項をそなえた書面をもって予め申し込み、会長の許可又は、会長からその権限の行使について予め委任を受けている者の許可を受けなければならない。

1. 紹介者
2. 使用者の住所、氏名、電話番号
3. 使用の日時
4. 使用室
5. 使用の目的及び方法
6. 会合の予定人数、及び会合者より入場料、その他これに類する金銭の徴収の有無
7. その他、管理上特に必要があると認められる事項

第3条 次の事項に該当する場合は、その使用を謝絶するものとする。

1. 公益を害するおそれがあると認めたとき
2. 建築物又は、付属物の破損するおそれがあるとき
3. その他、会長において謝絶の必要があると認めたとき

第4条 使用物件については、個数、所在及び現状の通り改めて返却し、汚損若しくは破損又は亡失した物件については、その程度、割合に応じて賠償を求めるものとする。

第5条 使用に関しては、すべて係員の指示に従うと共に、次の事項は、これを厳禁するものとする。

1. 針、釘等の金具を打つこと
2. 貼り紙等を壁又は柱、戸、その他の木面に貼布すること
3. たばこの吸い殻を灰皿以外のところに捨てること
4. 電話、その他の設備を無断で使用すること

第6条 使用料は、原則として前納とし、別に定めるところによる。但し官公庁及び会員使用の場合は40%割引とする。

第7条 官公庁及び、会員使用の場合とは、集会員中本会の会員が、その5割以上を占める場合とする。

- ① 使用時間には、準備や後片付けの時間も含まれるものとする。
- ② 下記の場合は割り増し金を徴収するものとする。

イ 土曜、日曜、祝祭日に使用する場合、及び展示会並びに入場料を徴収する場合は、2割り増しとする。

ロ 使用時間を延長する場合は、30分毎に超過料を徴収する。

ハ 夜間使用の場合は、料金の2割り増しとする。

③ 冷暖房費は、別に徴収する。

④ 駐車場はありませんのでご了承ください。

第8条 この規程に定めるものの他、この規程の運用について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月10日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。